

【翻訳】

仲裁の諸問題

ゲルハルト・リュケ

仲裁手続に関する法（民訴法一〇二五条以下^(一)）は、周知のように実務的にはかなり重要な意義を有しており、将来的にみてもその重要性は減少するどころかむしろ増大する傾向があり、相変わらず魅力あふれる学問的な問題を投げ掛けている。この仲裁を扱う仕事もまた、Saarbrücken 地方裁判所の日常活動に属してゐるとはさうまであるまい。比較的最近の判決例を詳しく調べた結果、民訴法一〇二七条の解釈に関する第四民事部の判決の存在が明らかとなつた。それでは取り扱われている諸問題は、仲裁に関する法についての二～三の争われている問題領域を、比較的新しい文献の光の中で批判的に考察するためのあいかげなし出発点となるのである。

（一）リュケ⁽¹⁾は、例えば H. Westermann, Festschrift für Fischer, 1979, S. 853; 『Festschrift für Baur, 1981, S. 723; Baur, Neuere Probleme der privaten Schiedsgerichtsabwehr- und Drittwiderspruchsklage』に關する仲裁適格（Schiedsfähigkeit）の問題⁽²⁾、あるいは国家の裁判所における仲裁条項の対象たる債権を自働債権とする相殺の問題とその逆のケース⁽³⁾を扱い、最後に、同じく非常に議論が対立している仲裁裁判所による保全処分（Einstweiliger Rechtsschutz）付与の可能性⁽⁴⁾について検証する。

richtsbarkeit, 1980, S. 5 参照。

(四) 111 1KKO

I 仲裁契約の方式（民訴法10117条）

一九八〇年七月一田村 Saarbrücken 地方裁判所の判決（4060/80）の基礎となつた事実関係は次のようなものである。

一九五六年、Saarland のある地方公共団体（Gemeinde）が、被告であるビール醸造会社（Brauerei）との間で、一九二八年以來のあるかなり古い契約の更改に際し、期間110年（Wasserlieferungsvertrag）を締結した。それによつて、Jのビール醸造会社は、毎年100000m³の水を最低量として買い取るべき義務を負つた。Jの地方公共団体の権利承継人である水道目的連合（Wasserleistungszweckverband）が、このビール醸造会社に対し、一九七八年度及び一九七九年度の水道料金の支払いを求めて Saarbrücken 地方裁判所に訴えを提起した。被告は、仲裁条項を援用した。裁判所は、訴えの適法性（Zulässigkeit）に関する弁論の分離を命じ、中間判決において訴えの適法性につき裁判するJがやめた（民訴法118〇条1項）。

Jの中間判決に対する控訴の申立てがなされた（民訴法118〇条1項前段）。Saarbrücken 高等裁判所第四民事部は、一九八二年一月五日判決（4U116/80）をもつて、原審の中間判決を追認した。

1 同裁判所の手続法上の措置は適切であった。有効に合

意された仲裁条項は、典型的な訴訟障害（Prozeßhindernis）の一つである。それ故被告がそれを援用すれば、訴えは不適法となる。Jのような理論的分類については、一九七六年の新簡素化法における「妨訴抗弁（Prozeßhindernde Einrede）」の廃止によつても、何ら変更を受けなかつた。旧民訴法117四条の廃止とそれに伴う同条二項三号の廃止は、次のような結果となつただけである。すなわち、立法者は、民訴法10117条^aにおいて、仲裁の合意の手続法上の効力を明示的に、それも既に從来から承認されてきた意味において規定した⁽²⁾。それ故、仲裁条項の有効な場合には、原告は、全水道水供給契約に関し同地方公共団体の権利承継人としてそれ拘束されたのである。

仲裁の合意の主張は訴えの適法性に関わるので、裁判所は、職権で弁論の分離を命じ、中間判決によって、もつともJの中間判決は弁論を分離しなくとも可能ではあるが、訴えの適法性につき裁判するJがやめた（民訴法118〇条1項）。

原審の判決主文には、全く疑念がない誤ではない。それは次のようなものである。「一本件法的手段(Rechtsweg)は適法である。本件法律上の争いは、仲裁人により裁判されるべきではない。」² その他の点に關する裁判については、留保する。」民訴法二八〇条一項によれば、全ての訴訟要件及び援用された訴訟障害につき、分離された弁論において裁判することができるのだから、本件主文は次のように唱われるべきであろう。すなわち、本件訴え(Klage)は適法である。しかしながら、適法性に関する要件のうち疑義ありかつ争われているものについてのみ言及することもまた是認でき、実務においてもそれほど珍しいことではない。それ故、本判決が、訴えの適法性を全体として默示的に肯定したこと、是認することができる。⁽⁵⁾ ただ残るのは、主文の表現中法的手段と仲裁条項の並存から生ずる不明瞭さである。裁判理由では、本件法的手段の適法性については一言も触れられてはいないが、両方の確定が重量的に意図されたのである。

2 従つて、この中間判決の実質的正当性は、仲裁条項が当事者間で有効に締結されていたかどうかに掛かっている。同民事部にとって仲裁の合意の有効性への疑いは、もしかする

と法律上的方式が守られていないのではないかということから生ずるものであった。民訴法一〇二七条一項によれば、仲裁契約は明示的かつ書面によって締結されなければならないとされている。なるほどこれらの方式は遵守されていたのであるが、この規定はさらに、その証書には仲裁手続に関する事項以外の合意が含まれていないことを要求するのである。問題の仲裁条項は場所的に他の合意事項と分離されておらず一連の契約の一部となっていた。それが故に、この条件が満たされていなかつたことを、適切にも裁判所は詳述している。なるほど異論のない支配的見解によれば、仲裁契約は一個の特別な用紙に表現される必要はない。それどころか仲裁条項が同一用紙上であっても主たる契約と明確に区別され特別な署名がなされていることで十分なのである。民訴法一〇二七条一項前段のこのような解釈は是認されるべきである。なぜなら、一個の独立した用紙を要求することは、過度な形式主義となろうからである。契約当事者が仲裁条項の効果を意識させるという規定の目的は、そのための特別な署名によって満たされる。⁽⁹⁾ それに対し、特別に署名させることもなく、仲裁の合意を単に一個の特別な条項においてのみ記載させることで足りるとしたならば、この保護規定はその目的を達し

ないであろう。それ故、Saarbrücken 地方裁判所が、この方式規定を支配的見解以上に「緩和する」ことを拒否したことは正当であった。民訴法一〇二七条一項後段による方式不備の治癒は、本件では初めから問題にならなかつた。

3 民訴法一〇二七条二項によれば、仲裁契約が当事者双方にとって一つの商行為でありかつ、いづれの当事者も商法四条の意味での営業者に属しないときは、同条一項の方式は守られる必要がないとされている。ビール醸造会社は完全商人的事業を営むので、同民事部は、問題の契約を締結した地方公共団体が同じく完全商人か又は少くとも民訴法一〇二七条二項の適用に際してそれと同等化されることのできるものであつたかどうかという問題と、取り組まなければならなかつた。

a) 同地方公共団体の商人資格については、商法一〇三条の要件が充たされていないことが明らかであつたので、同裁判所は、それを難なく否定することができた。上水道の経営は原始生産に属し、従つて商法一条二項の意味での基本的商行為ではない。商法二条による登記もまた存在しない。それ故、考慮されるのは、民訴法一〇二七条二項の準用のみであつた。

b) 民訴法一〇二七条二項が、契約当事者としての非商人た

る国家的機関の場合にも類推適用できるかどうかについては、学説及び判例において争いがある。議論の出発点は、一九五八年に下された Frankfurt 地方裁判所の一つの判決である。基礎となつた事例において、商人である企業 (Betrieb) が、国家的な「穀物及び飼料の輸入及び貯蔵機関」(EVSt) を相手に、通常裁判所に訴えを提起した。民訴法一〇二七条一項の方式規定は遵守されていなかつたにもかかわらず、EVSt は、仲裁の合意を援用して國家の裁判所に管轄のない (Unzuständigkeit) を主張した。これに対し Frankfurt 地方裁判所は、次のように判示して被告の主張を認容した。すなわち、なるほど EVSt は利潤追求目的を欠くが故に完全商人ではない。しかしながら、EVSt は、私的な法的取引においては完全商人と同様に扱われるべきであり、その限度で自己のために完全商人の権利を主張することも許される。それ故、この場合の仲裁の合意は、民訴法一〇二七条二項によつて無方式で取り決められることができた、と。當時、一部の文献がこの判決に賛成した。⁽¹¹⁾

自己の見解の正当化のために、Frankfurt 地方裁判所は、連邦通常裁判所の初期の裁判⁽¹²⁾を引用した。その裁判において、連邦通常裁判所は、ドイツ帝国国有鉄道 (Reichsbahn) の

契約の相手方のために、同鉄道が同鉄道法一六条によれば何らの営利的事業も営まず、それ故商人ではあり得なかつたにあかわらず、商法三六六条の準用を肯定したのであつた。それ故、ここで問題となつたのは、同等化ではなくて、非商人も取引において商人らしく見えるときは、その商人資格を信用した第三者にとっては商人と同様に扱われなければならぬといふことであつた。これに対して、非商人自らは、その権利外観 (Rechtsschein) に依拠することはできない。権利外観は、それを信用した者の有利に働くのであって不利ではない。従つて、この連邦通常裁判所の裁判は、外観上の商人 (Scheinkaufmann) 理論の一適用事例に関するものであつた。

それ故、Frankfurt 地方裁判所が一九五八年に裁判しなければならなかつた事案に対応するその後の事例において、

連邦通常裁判所⁽¹³⁾が、Frankfurt 高等裁判所によって是認された EVSt の民訴法一〇一二七条一項の枠内における商人との同等化を否定したことは驚くに当らぬ。連邦通常裁判所は、Frankfurt 地方裁判所が一九五八年の裁判において、そこで引用したドイツ帝国国有鉄道に関する連邦通常裁判所の判決の意味を誤解した、と明示的に批判した。實際、先の

事例では、私人である原告が国家的な EVSt や Frankfurt 地方裁判所に訴えたのであつた。それによつて原告は、仲裁の合意の方式無効 (Formnichtigkeit) を主張し、従つてこの国家機関をまさに非商人とみなしそう取り扱われるのを見込んだのであつた。権利外観の援用は、それ故初めから問題にならなかつた。連邦通常裁判所はさうに、EVSt が民訴法一〇一二七条の下で商人と同等化されるその他のいかなる可能性も存在しないことを詳述した。それによると、民訴法一〇一二七条一項の方針要件が原則であり、同条二項は限定的に解釈されるべき例外規定である。この例外規定の非商人的な公共企業体 (Betrieb der öffentlichen Hand) の適用は、それが利潤追求を指向していた場合にのみ可能なのである。学説は、連邦通常裁判所の裁判を是認してゐる。

Saarbrücken 地方裁判所もまた、判例及び学説と根本的に取り組むりしなべ、公法上の団体 (Körperschaften des öffentlichen Rechts) への民訴法一〇一二七条二項の直接的又は類推的な適用及びそれらの団体の完全商人との同等化を否定してゐる。⁽¹⁵⁾ 注目すべきは、そのように判示した同裁判所の理由づけである。それによると、法律は、完全商人が確かな法的知識を持つていたことをそれほど前提とはしていない。

それよりもむしろ、商人的活動は、かなり大きな危険の覚悟並びに早急な決断の必要性によって理解されるべきであり、それ故にこそまさにここでは方式規定の遵守がその妨げとなるのである。そう言つて、本件裁判所は、連邦通常裁判所の線に従い、その論拠を示している。なぜなら、危険の覚悟と早急な決断への強制は、公共企業体が商人のように利潤を求めるそれを想定するときのみ肯定されるべきだからである。

勿論、その他の場合でも完全商人のみが、方式規定の遵守により目指されている保護を拒まれるという指摘は、不完全なものであり、従つて説得力のあるものではない。なるほど同民事部は、商法三五〇条、三五一条及び割賦払法八条に言及してはいるものの、完全商人のみならず公法上の法人及び公法上の特別財産に対しても無方式の裁判管轄の合意を認めている民訴法三八条を見落している。私見によれば、まさにこの規定から、非商人たる公共企業体が民訴法一〇二七条二項の枠内での完全商人とそれほど単純には同等化されえないということに対する説得的な論拠を導き出すことができるのである。すなわち、民訴法三八条一項は、文言上及びその意義から、専ら場所的及び事物的な管轄の合意に関するものである。それに対して立法者は、他の諸規定とりわけ民訴法一

〇二七条二項においては完全商人のみに言及し又それを意図したのである。しかしながらこれが、法政策的にみて有意義なものといえるかは、不確かであろう。それに対し、例えば仲裁の合意はその訴訟法上の効力においては当事者にとつて単なる管轄の合意以上にはるかに深刻なものであるという理由が挙げられるのであるが。このような疑問を表明したのは、明らかに立法上の決定を無視して論証することは許されないからである。それ故、非商人たる国家的企業体が商人と同程度に利潤を追求し、従つて早急な決断の強制の下にあるときは、民訴法一〇二七条二項の適用に際して、同企業体をその限りで商人と同等化することは正当である。

○) Saarbrücken 地方裁判所第四民事部の事例は、その訴訟形態においてちょうど Frankfurt 地方裁判所及び連邦通常裁判所が裁判しなければならなかつた事例と逆のものである。^[16]すなわち、國家の裁判所に訴えたのは Frankfurt 等の事例のような（外観上の）商人ではない。むしろ私人であるビール醸造会社が、その行為により商人的特徴の外観を引き起こす可能性のあった公共体によって国家の裁判所に訴えを提起され、被告が仲裁の合意を援用してその無管轄を主張したのである。その結果、そこに外観上の商人の権利外観を考

慮する余地のある状況が生じたのであった。この地方公共団体が一初期の連邦通常裁判所の裁判⁽¹²⁾におけるドイツ帝国国有鉄道と同様に一商人であるかのような印象を引き起こしたかどうかについては、Saarbrücken 地方裁判所は論究しなかつた。しかしながら、その契約がこの地方公共団体の領域外での被告ビール醸造会社との水道水の供給に関するものであり又その意味でも商人的活動的印象が初めから否定されるべきではなかつたが故に、それは容易に推測できたであろう。それどころか、連邦通常裁判所もその基礎となる裁判⁽¹³⁾において外観上の商人の法理を一〇二七条二項の枠内においても適用することに何ら反対していなかつたが故に、同民事部は、この連邦通常裁判所の判例を顧慮して、先の検討を行なうべきであった⁽¹⁴⁾。

この確定は、そもそも民事訴訟法において外観上の商人の理論を顧慮することができるかどうか及びいかなる形で顧慮することができるかという基本的な問いを投げかける。おそらくこの理論の元のままの訴訟への借用は、外観上の商人が原告であるか被告であるか、及びそれに応じて相手方当事者が権利外観を援用するか又は全くそれを認めようとしないかどうかによる、ということの承認に行き着くであろう。これ

に対しては、初めから危惧が表明されるべきであろう。当事者の役割が偶々どう分担されるかは、一民訴法一〇二七条二項と関連して一訴訟上の方式規定の適用にとって決定的であつてはならない。むしろ、仲裁の合意の時点での信頼保護が基準とならなければならないので、契約の相手方又は外観上の商人自らのいざれが権利外観を援用するかは、後の訴訟においては重要でない。誤解されはならないのは、このような帰結が実体法において理解されている外観上の商人の理論からは逸れることがある。このような結論は、当事者の平等な取扱いと全ての訴訟関係人にとって明確で予測可能な法状況を必要とする訴訟法の特殊状況への考慮から、おそらくは引き出されるに違いない。もしこのような帰結が受け入れられないならば、結論はただ、次のところにのみ存しうるであろう。すなわち、いかなる場合にも外観上の商人を民訴法一〇二七条二項のようになその文言によれば完全商人を目的とするそのような訴訟上の規範の適用のきっかけとはみなさないということである。⁽²⁰⁾

(2) 民訴法二八〇条一項の新規定によれば、分離された弁論が以前のように旧民訴法二七四条二項に規定されたものにのみ限られず、全ての訴訟要件及び訴訟障害と関連していることは疑いな

「勿論、一部の弁護士は、既に田法のトドケ今日的な法的状況を肯定している。」(Schielermar, JuS 1961, 213.)

(3) 「それが田法は闇中の支離れた見解やないだ。異なった知識を持つ者たゞ、特に例説を命じた」Schwab, Festsschrift für F. Weber, 1975, S. 423. 新簡素化法ほどの逐条問題を解説しながら、その説明はなま分かれてる。本文の同意見のところ Jauernig, Zivilprozeßrecht, 20. Aufl. (1983), §33VII. 2. 黒なつて知識アーネルゼ Rosenberg/Schwab, Zivilprozeßrecht, 13. Aufl.

(1981), §§8 III 2.

(4) 裁判所が弁論の分離を命じた際、やの裁判を田民謹哲117田の場合の同様中間判決によつてのみ、本案に關する終局判決によつてのみ行はれるべきであるからには争わぬ。この分配的見解は、いの問題を現行法の下におこして前者の意味による處理してよい。

(5) Saarbrücken 高等裁判所は、一九八一年一月五日田法判決によつて同論を述べた。

(6) おもむく同論のものゝ BGH, NJW 1979, 427.

(7) 本文の留保は不必要である。それは既に中間判決の内容が分明なからである。裁判理由があつて、同政事部は、抗告の許されぬと民謹法117条1項後段に基いて命令の申立てを拂はつた。

(8) BGHZ 38, 155; Schwab, Schiedsgerichtsbarkeit, 3. Aufl. (1979), S.31. 留照。さやれの例説を伴つてある。

(9) 民法116大條1項に基いて書類の公法上の契約に対する保護義務によつて Lüke, SGb 1983, 8 留照。

(10) NJW 1958, 754.

(11) Habscheid, KTS 1958, 177; Grimm/Rochlitz, Das Schiedsgericht in der Praxis, 1959, S.25 及びの整理課によつて後の辨護の考慮なし Glossner 1960 の改訂されたやの 2. Aufl. (1978), S.31. これへ Baumbach/Schwab, Schiedsgerichtsbarkeit, 2. Aufl. (1960), S.69 並びに Schwab の証明試験問題も参考。

(12) BGHZ 2, 37(49).

(13) BGHZ 36, 273.

(14) Schwab (註出) S.33; Baumbach/Lauterbach/Albers, ZPO, 43. Aufl. (1985), § 1027 Ann. 2A. 画面 S.26 のところ、Mezger, NJW 1962, 1803. ジャカルタ Mezger ゼ、改論が 117条1項に關する立法上の決定を法政策的にみて讀つたものと點綴してある。

(15) Saarbrücken 高等裁判所は、やの一九八一年一月五日の控訴審判決の廿二、二〇頁を部分的に補充した。すなわち、同裁判所は、BGHZ 36, 273 並びに関連し、民謹法117条1項の類推適用を検討してある。

(16) いの点は、連邦通常裁判所は、116の「根本的な相違」(BGHZ 36, 273[278]) を述べてある。

(17) いの事情を、Saarbrücken 高等裁判所(前注)は、水道水供給に対する地方公共団体の法律上の義務と認み、「不可欠な水道水は導水道など。

(18) Saarbrücken 高等裁判所(前注)は、いの検討を行つてある。

和定詔な結論に至ったのである。

- (19) 外観上の商人の理論を民事訴訟法における一般的な規定や、
Brüggenmann, Großkommentar z. HGB, 3.
Auf. (1967), Anh. zu § 5 Ann. 6. 「強行的な保護規定」
Canaris, Die Vertrauenshaftung im deutschen Privat-
recht, 1971, S. 181; Capelle/Canaris, Handelsrecht, 19.
Auf. (1980), § 1212; Baumbach / Duden / Hopt, HGB, 26.
Auf. (1985), § 5 Ann. 2F; Zöller/Vollkommer, ZPO, 14.
Auf. (1984), § 38 Rdnr. 18; Stein/Jonas/Leipold, ZPO, 20.
Auf. (1978), § 38 Rdnr. 4; Schlegelberger / Hildebrandt /
Steckhan, HGB, 5. Auf. (1973), § 50 Rdnr. 19. ふたば家について、
外観上の商人の理論を民訴法一〇一七条及び他の強制的な保
護規定に対する適用可能と考へる。しかし K. Schmidt,
Handelsrecht, 1980, S. 256ff.; Lindacher, ZZP 96, 486ff.;
Schlegelberger/Hefemehl, HGB, Rdnr. 15; Schwab (編
註), S.33; Meijer, NJW 1962, 1803; Schütze/Tscherning
/Wais, Handbuch des Schiedsverfahrens, 1985, Rdnr. 80;
Maier, Handbuch der Schiedsgerichtsbarkeit, 1979, Rdnr.
39.
- (20) 外観上の商人及び外観上の会社の民事訴訟法における取扱い
は、未だ論じ尽されないが、入り組んだテーマの一つである。最
近のものとして Lindacher, ZZP 96, 486ff. 参照。

II 諸求異議及び第三者異議の訴えの仲裁適格

- 1 民訴法第八編に規定される訴え、特に請求異議の
訴え（民訴法七六七条）、及び第三者異議の訴え（民訴法七
七一条）に関する仲裁裁判所の管轄が合意されるかという
問題が争われている。少数説は、理由でなければ、あるいは
仲裁手続にも存在する和解の可能性を持ち出すことによつて
この問題を肯定する。それに対して支配的見解は、国家の裁
判所のみがこのような訴えに関する管轄権を持つこととの立
場に立つ。そのための理由は様々である。一部は、民訴
法第八編が裁判所について規定するときは、このため、それに
よつて専ら国家の裁判所が意図されていると論証する。⁽²¹⁾ 一部
は、国家の主権行為としての差押えは国家の裁判所によつて
のみ取り消すことができる理由で、仲裁手続の適法性は
排除されてると主張する。⁽²²⁾ その他、私的な仲裁裁判所は強
制執行が許容できないものである旨を宣明しそれにより国家
の執行機関を拘束するといつてあらうことを理由に持つ出す。⁽²³⁾
最初の論拠は、その誤つていることを容易に証明するとい
がやめる。民訴法第八編の管轄が専属的である（民訴法八〇
一条）といふことは、有効な仲裁の合意を妨げるものではな

い。それ故、例えば民訴法二四条が不動産をめぐる争いに対する仲裁裁判所の指定を妨げるものでないことは承認されてゐる。

(28) 同じように、二番目の論拠も適当ではない。執行処分の取消しは、訴えに対する管轄裁判所によってではなく、又同じく仲裁裁判所によってでもなくして、とにかく仲裁判断に基ついて管轄のある執行機関、通常は執行官(Gerichtsvollzieher)によつて行われるのである(民訴法七七五条、七七六条)。ただ最後の論拠のみが、請求異議及び第三者異議の訴えに関する仲裁裁判所の管轄に対する説得的な異議を示している。それについてさらに詳しく述べるべきである。

2 仲裁裁判所の管轄を肯定するための当然の前提は、当事者がこの点につき合意したことである。

a)当事者がこの点につき明示的な合意をすることは極めてまれであろう。たいていの場合、当事者は、これに関して何らの特別な考慮をすることなく、單に「この法律関係から生ずる全ての争い」は仲裁裁判所によつて裁判されるべきである、と一般的に表現するのが常であつたる。請求異議及び第三者異議の訴えのためにも仲裁裁判所の管轄を基礎づける意思を既にここから引き出すことができるかどうかについて

は疑いがあり、両訴に対しても、各個別的な論究が必要である。

aa)比較的問題の少ないのが、請求異議の訴えに対する回答である。この訴えによつて、執行名義そのものが、その証書に「確認された」請求権が最終口頭弁論終結後に変わつたことを理由に、争われているのである。似たものとしては、判決の基礎となつた法律関係の本質的な変更を理由に、債務名義の確定力に対し向けられる民訴法三二三条の変更の訴えの際の法的状況がある。この訴えに関する仲裁適格については、それほど争いの余地はない。⁽²⁹⁾ 両訴に関する当事者の意思は、国家の裁判所を仲裁の対象たる債権に関する裁判から排除すること、及びいずれの訴訟類型の下に仲裁裁判所が裁判しなければならないかは別として、当事者によつて指定された仲裁裁判所が専属的に管轄権を持つこと、に向けられてるのである。従つて、当事者は請求異議の訴えに関する裁判についてもまた通常は仲裁裁判所に付託する意思であるとするのが首尾一貫している。

bb)強制執行を妨げる第三者の処分阻止権に依拠する第三者異議の訴えについては、それほど簡単には債権者と債務者による仲裁の合意に第三者を包含させることはできない。第三

者に、彼がその確定に関与しなかつた仲裁手続に服することを要求することはできないので、そのような包含は拒否されなければならない。これと対立する立場は、結局、第三者の犠牲において契約の承認を要請することになるであろう。それは訴訟法においても許容されないものである。⁽³⁰⁾ 第三者が仲裁の合意に拘束されるための前提是、彼がその合意に方式に則つて参加することである。

(31) 明示的な参加の場合以外には、第三者異議の訴えに関して、第三者が初めから債権者と債務者による仲裁の合意に拘束されていたような場合のみが考慮される。これらは、例えば、組合員 (Gesellschafter) が組合契約から生ずる全ての争いについて仲裁裁判所を指定したような場合がそれに当る。例えれば、組合 (Gesellschaft) がある組合員に対する執行名義に基づいてある他の共同組合員に属する財産を差し押さえされるような場合に、その後者による第三者異議の訴えに關しては、所定の仲裁裁判所が裁判するのである。

b) 仲裁裁判所による請求異議及び第三者異議の訴えの裁判に対する疑念は、それによって国家による強制執行が不許容である旨宣言されるべき訴訟上の形成の訴えが問題となつていることから生ずる。文献においては、これに關して、強制

執行の領域においては仲裁裁判所の裁判機能は与えられていない、というような大雑把な主張がある。このような疑念は、さらに詳しく検討してみると、根拠のしっかりしたものでないことが明らかとなる。

支配的見解は、私的な仲裁裁判所の裁判機能が強制執行においては排除されているという自説の根拠づけに、民訴法一〇四二条を指示する。この規定に基づき民訴法一〇四五条により管轄権を有する国家の裁判所が仲裁判断に執行宣言をした場合にのみ、仲裁判断に基づく強制執行が実施されるのである。しかしながら、民訴法一〇四二条をもって支配的見解を基礎づけることはできない。この規定は、全ての仲裁判断に当てはまるものではないことを見落してはならない。一よく忘れられるがちであるが、執行宣言を必要としない形成的仲裁判断は、それに属さないのである。ここで考えうる循環論法による非難に前もって対処するために、再びそれにつき仲裁裁判所の管轄が疑われる、ない民訴法三二三条に基づく訴えに言及したい。この訴えが理由のあるときは、その仲裁判断は形成的性格を持つ。そして仲裁判断の形成力及びそれとともにいわばその執行が、その形式的確定力 (民訴法一〇三九条) と同時に生ずるのである。

それ故、民訴法一〇四二条から生ずるのは、單に、予め國家の裁判所が民訴法一〇四一条に限定された審査を行った場合に初めて仲裁判断の貫徹のための国家的強制手段が始動する（民訴法一〇四二条三項）ということを國家が留保しているということでしかない。別の表現をすれば、國家の執行機関による私的な仲裁判断の執行のみが、國家の裁判所による事前の審査を前提とするのである。形成的仲裁判断に相当する国家の執行機関によらない事物の執行が可能な限度で、國家的審査は必要でない。それ故、私的な仲裁裁判所が請求異議の訴え又は第三者異議の訴えに基づいて強制執行を許さずと宣言することも、原則的には可能なものである。⁽³⁸⁾

この結論は、国家の執行機関が民訴法七七五条、七七六条によって仲裁判断に拘束されるということを意味する。それ故、このような拘束が国家の裁判所による仲裁判断の審査後に初めて生ずるというような法的思考を、民訴法一〇四二条から取り出す余地があるかどうかが問わなければならない。執行機関がその執行手続において私人の文書に拘束されるということは、訴訟法ではよく知られていることである。執行契約がその典型的な例である。支配的見解によれば、いざれにしても、執行の制限及び排除契約は有効であり、それは執

行機関を直接拘束する⁽³⁹⁾。強制執行を許さざると宣言する仲裁判断のケースで正当と思われる平行線を引くとすれば、そのような仲裁判断への執行機関の直接的な拘束もまた肯定されるべきである。そのような仲裁判断の無視は、執行裁判所に異議を申し立てるとのできる一種の手続的瑕疪である（民訴法七六六条）。これは、仲裁裁判所における請求異議の訴えで勝訴した債務者は、執行官がその仲裁判断に従わず、その執行を民訴法七七五条、七七六条に応じて制限又は取り消さないときは、国家の執行裁判所に申立てをすることができることを意味する。それに対して、私的な仲裁裁判所は、国家の執行機関を直接指図することはできないのである。

なお明らかにされるべきものとして、民訴法七六七条、七七一条に基づく訴えに関する仲裁手続が瑕疪を持つ場合、どう取り扱われるべきかという問題がある。場合によっては起こうりうる手続的瑕疪を、民訴法一〇四一条の準用の下に国家の裁判所により審査させることは、執行機関の任務ではない。むしろそれどころか、そのような仲裁判断を承認したくない者が、その不遵守を国家の執行機関のために民訴法七六六条に基づく異議の方法によって主張しなければならない。この際、民訴法一〇四一条の直接的な適用による取消しの訴えを

開拓するにいたるが、たゞせん審査の未だ不確ではあるが、執行申請は適切でない、それが極めて的確な解であるべきである。

(21) OLG Frankfurt, HRR 1929, 1171 (民訴法第7条第1項(「訴訟の提起」))。

(22) Stein/Jonas/Schlosser, ZPO, 20. Aufl. (1981), § 1027a Rdnr. 5.

(23) Kisch, JW 1933, 1349; Schwab, ZZP 79, 263; □ Schiedsgerichtsbarkeit (註注20) S. 45; Thomas, Das Privatrechtliche Schiedsgerichtsverfahren, 2. Aufl. (1957), S. 24; Grimm/Rochlitz/Glossner (註注21) S. 39; Dassler/Schiffhauer/Gerhardt, ZVG, 11. Aufl. (1978), § 115 Ann. IX; OLG München, BB 1977, 674. □ すなへて(註注22)

(24) 訴訟次の文書より(註注23) LG Berlin, JW 1933, 1349; Dassler/Schiffhauer/Gerhardt (註注23), § 115 Ann. IX.

(25) Grimm/Rochlitz (註注24), S. 33; Grimm/Rochlitz/Glossner (註注24), S. 39.

(26) Kisch, JW 1933, 1349; Schwab, ZZP 79, 263; □ Schiedsgerichtsbarkeit (註注20), S. 45; Thomas (註注23) S. 24; OLG München, BB 1977, 674.

(27) 訴訟 LG Berlin 並表つ(註注25) Kisch, JW 1933, 1349. やはり(註注26) Stein/Jonas/Schlosser (註注23), § 1025 Rdnr. 27. Becker, ZZP 97, 318 は、適切である(註注27)。専属裁判所による

は、115の法技術的矛盾上は必ずしも採擇すべきである。

(28) Lütke, AcP 158, 380. 収配的見解によつて総論的に民訴法第35条(「訴訟の提起」)。

(29) Stein/Jonas/Schlosser (前注23), § 1025 Rdnr. 27. □ すなへて(註注22)

民訴法第111条(「裁判権に関する仲裁裁判所の管轄を規定する」)の規定によつて、ある一定の変更がされたくも裁判が国家の裁判所によって輸送されたものである場合にも同様に解すべきである。

註(26)によつて(註注22) Baumbach/Lauterbach/Albers, ZPO, 43. Aufl. (1985), § 1025 Ann. C; Schütze/Tscherning/Wais (註注22), Rdnr. 45.

(30) すなへて(註注22) 民訴法第111条(「裁判権に関する仲裁裁判権の可否」)。Stein/Jonas/Schlosser (前注23), § 1025 Rdnr. 38.

(31) 第III者が、單に仲裁原由として仲裁裁判所の管轄を主張したばれども、その場合の有効な参加には取つて代わるべからず。民訴法第111条(「訴訟の提起」)の明確性の観點は依然として(註注28)。

(32) やはり(註注26) 同じ民訴法第111条(「訴訟の提起」)の趣旨は(註注29) Rosenberg/Schwab (註注20), § 174 III 2.

(33) 明示的にやつて主張するは OLG München, BB 1977, 674. やはり(註注26) 秘密的な仲裁人は國家の裁判所による判決の正当性を審査するにあたるが、よほどの発言は、仮にそれが正当な場合であつても、必ず取り扱われる請求異議の訴えの問題性を無視するものである。

- (34) 例証をみる Stein / Jonas / Schlosser (論述2), § 1025 Rdnr. 16; Erman, Festschrift für Möllring, 1965, S. 4f.
(脚注) 〔民法〕一七二条は「〔民事訴訟法〕基づく裁判は除外」。
(35) Stein/Jonas/Schlosser (論述2), § 1042 Rdnr. 2.
(36) Lüke, JuS 1969, 305.
(37) Lüke, Ach 158, 380. 仲裁裁判所は、民訴法七六九条によればの処分をめにいふべきであるのが、首尾一貫していふ。
(38) 例証をみる Lüke, Zwangsvollstreckungsrecht, PdW 13/1, 1985, S. 26, 32.

III 国家の裁判所における仲裁条項の対象たる債権
を由効債権とする相殺との逆の場合

まことに以前からの文献において十分論究されてこらゆること、国家の裁判所において被告が、それに関し仲裁条項が合意やされている反対債権をもつて相殺する場合、及び逆に仲裁裁判所において仲裁被告が、その手続上の主張については国家の裁判所が管轄権を有する債権をもつて相殺する場合など、このような取扱いがなされたるかといふ問題がある。

1 仲裁条項の対象たる債権をもつてする国家の裁判所における相殺は、反対債権が同種性を欠くことのない（民法）

八七条）や実体法的手段にはないからいはばなし⁽³⁹⁾。同様に、仲裁条項において実体法上の相殺禁止を見いけることもまれである。当事者は、ただ国家の裁判所の代わりに仲裁裁判所がその債権について裁判することを狙つてゐるだけである。従つて、そのような債権をもつてする相殺の可能性については、それについて何ら排除されではならない。その解決策は、むしろ手続上の平面において探究されるべきである。

仲裁条項の対象たる債権に関する国家の裁判所による裁判は、それによって仲裁条項が裏をかかれて無価値になるであらうが故に、問題にならない。それ以外に、一つの解決可能性が残されている。すなわち、国家の裁判所における被告による相殺の抗弁は不適法であるとするか、又は適法であるがその具体的判断については仲裁裁判所にその管轄（Kompetenz）が認められるとするか、である。後者の目的は、民訴法一四八条により国家の裁判所における手続を中止する（Aussetzung）によつて達することができる。この中止は、管轄権を有する仲裁裁判所により下された裁判に基づいて国家の裁判所に係属中の手続においても相殺を顧慮するといふを許すであらう。なるほど、民訴法一四八条は、その中止を裁判所の裁量に任せてゐる。しかしながら、公法上の反対債権

による相殺との関連においてではあるが、ほとんどの文献は、正当にも（例えれば裁判所構成法一三条、一七条、民訴法三二二条二項などを考慮して）裁判所がその中止を行う義務のありうることを認めている。中止義務は、仲裁裁判所に反対債権に対する裁判の機会を得させるために、仲裁契約及びそれに基づく原告の訴訟上の抗弁から（民訴法一〇二七条^a参照）、民訴法一四八条の類推適用によって生ずるであろう。公法上の反対債権をもつてする相殺について詳しく述べられた解決策もまた、仲裁条項の対象たる反対債権の問題に転用することができる。⁽⁴³⁾ 被告による仲裁裁判所への申立てを促すために、その徒過の場合相殺が訴訟上顧慮されなくなる期間が設けられるべきである。⁽⁴⁴⁾ 中止と仲裁手続の実施に伴う原告に対する時間的不利益は、国家の裁判所が民訴法三〇二条に基づいて主たる債権について留保判決（Vorbehaltstsurteil）を下すことによつて避けることができる。仲裁裁判所における申立てが上首尾であれば、留保判決の取消しが国家の裁判所の義務となる（民訴法三〇二条四項二段の類推）。

中止と結びついた相殺の抗弁許容の道は可能であり事案に適合した結果を導くにもかかわらず、次のような理由づけが国家の裁判所の面前での手続における仲裁条項の対象たる反

対債権をもつてする相殺の却下にプラスの材料を提供する。すなわち、反対債権に対する仲裁裁判所の管轄（Zuständigkeit）は、両当事者の意思に基づく。当事者は、仲裁契約によつて、仲裁判断の成立を促進し、この目的を挫折させる可能性のある全てのことを探える義務を負つたのである。⁽⁴⁵⁾ もしこれかの当事者が訴え又は相殺の方法によつて、そのような合意に基づく訴訟障害を通じて手続法上保護されている仲裁裁判所の合意管轄を排除しようとなれば、彼はこの義務に違反することになる。一方的に仲裁契約から解放されようとする当事者は、結局、国家の裁判所による何らの保護も受けない。そのような申立ては、国家の裁判所の手続においては何ら顧慮されないのである。当事者に対し中止と留保判決というような複雑な方法を認める何らの必要性も存在しない。それに対して、どの機関に法的な救済を求めるかについて（Rechtswegregelung）は、当事者の処分の及ばない強行規定に基づいている。仲裁条項の対象たる債権をもつてする相殺と、行政裁判所の管轄に服する公法上の債権をもつてする相殺とのこののような異なった取扱いは、法的手段の適法性が訴訟要件の一つであるのに対し、仲裁裁判所の管轄は当事者の主張を要する訴訟障害の一つであるといふことの

裁の合意を援用しないときのみ、仲裁条項に関して当事者にも現われている。それ故、原告が国家の裁判所において仲裁の合意を援用しないときのみ、仲裁条項に関して当事者に与えられている手続上の処分権能から、仲裁条項の対象たる債権をもつてする相殺の許容が導かれるのである。⁽⁴⁵⁾

2 仲裁被告が、仲裁手続において、国家の裁判所の面前訴訟上主張されるべき債権をもつて相殺を主張する場合は

逆に、仲裁裁判所が国家の裁判所の管轄に介入することが避けられなければならない。⁽⁴⁾国家の裁判所が相殺の方法で主張された仲裁条項の対象たる債権について裁判してはならないのなら、同じく仲裁裁判所もまた国家の裁判に掛けられて、かかるべき債権については裁判してはならないとされるべきである。

III-1 で主張された解決策が転用されるかについては、疑いがある。ここでは、仲裁契約の結果として生ずる、提起された債権について仲裁判断の成立を促進すべき当事者の義務から、仲裁条項の対象たる債権に関する仲裁判断が国家の裁判所の管轄に属する反対債権をもつてする相殺によって妨げられてはならないという手続上の義務が生ずる。従って、この事例の場合も、仲裁裁判所における手続の中止と、全く可

能でありさらに執行宣言されえもする留保裁判といふような複雑な解決方法が採られる必要はない。むしろ、国家の裁判所の管轄に属する反対債権をもつてする相殺は、仲裁裁判所によって却下されるべきである。この場合、仲裁被告が後でその反対債権を国家の裁判所に持ち出すことは妨げられない。このような解決は、それを通じて法的明確性と法的安定性が足確されるる逆の場合との手続的調和にも寄与するものである。

(33) りんせん、公法上の反対権利をもつてゐる通常裁判所に訴え立
程裁の場合にのみ判決を下す。Lüke/Huppert, JuS 1971, 170.
(4) 争いの本題が訴訟問題。RG, HRR 1941, 561; BGHZ 23, 17;
38, 254; Stein/Jonas/Schlosser (総則), § 1025 Rdnr. 37;

(39) いれば、法理上の反対債権をもつてゐる連邦裁判所は、
相殺の場合にも訴へなければ。Luke/Huppert, JuS 1971, 170.

(40) 争へる状況の見解。RG, HRR 1941, 561; BGHZ 23, 17;
38, 254; Stein/Jonas/Schlosser (編注), § 1025 Rdnr. 37;

Schreiber, ZZP 90 411.

(41) やがて、連邦通常裁判所は、BGHZ 23, 17 に付記した見解
をGHZ 38, 254 に引用して放棄した。

(32) Lüke, ACP 162, 537; Mittenzwei, Die Aussetzung des Prozesses zur Klärung von Vorfragen, 1971, S. 158; Schreiber, ZZP 90, 416. ↴ 即ち BGHZ 23, 17 に反対する。 (44) Häsemeyer (福井義洋), S. 231 Fußn. 80 ↴ いじめの結果、黙認の形で犯行を承認せざるを得ない。

(45) BGHZ 38, 254; Schreiber, ZZP 90, 413.

(46) BGHZ 38, 254 の裁判は、それ故正當である。Heuckel, JZ 1963, 682 の批判は、相殺の抗弁が考慮されない場合、仲裁被告は「反対債権を最終的に失つてしまふ」と前提とする。

かしこながい、ややはめかべて本件の事例を題にべつなく。これが

かく思ひきゅう Lüke/Huppert, JuS 1971, 169; Rosenberg/

Schwab (論述⁴⁸), § 106 III 2; Arens, Willensmängel bei

Parteihandlungen im Zivilprozeß, 1968, S. 190. いの連邦

通常裁判所による代表者による總士官⁴⁹, NJW, 1979, 2477 の裁判

かくあた位置してい。⁵⁰

(47) いの趣意は、争ふがなんぞやほんご。本文へ置かぬや

のへんこ Wiczorek, ZPO, 2. Aufl. (1966), § 1025 Anm.

Bd 1; Stein/Jonas/Schlosser (前注²²), § 1025 Rdnr. 37;

Schreiber, ZZP 90, 415. それとは異なつた見解⁵¹は Mater

(論述⁵²), Rdnr. 343; 見識⁵³ Schwab (論述⁵³), S. 17.

(48) 見識⁵⁴ Stein/Jonas/Schlosser (論述²²), § 1025

Rdnr. 37.

IV 仲裁裁判所による保全処分

1 仲裁裁判所による保全処分 (einstweiliger Rechts-schutz) が許されらるかのいかは、極めて重要な現在的テーマの一つである。かくいのばほ一致した見解は、その手続類型の「性質 (Natur)」を問はず、それ以上の詳しい理由を示す

アリハハベ、だして、こぱりの問題を否定的に解して、(49) 文
獻における変化は Erman が「予行裁判 (Vorwegentschei-dungen)」の可能性を仲裁裁判所に肯定したとある。開け

だ。これは、仲裁裁判所による緊急措置 (Eilmassnahmen) であつて、なるほどそれにより争いは部分的にしか裁判されなきものではあるが、時間的にも制限を伴うときには終局的

なものである。それ故、例えばある組合員に対する手続進行中、この者から業務執行権能を剥奪する権限が仲裁裁判所に

与えられるところとなる。(50) この見解によれば、その他

の保全処分上の措置は仲裁裁判所に付託されえない。仲裁裁
判所には、保全処分上の措置に際しては問題とならない確定力のある終局的な裁判をする権限のみが与えられているといへ

を理由とする。学問的論議の活発化は、最近、支配的見解ではなきものの、学説をして一段と保全処分上の措置に関する仲裁裁判所の管轄をある一定の範囲で承認させる方向に導いた。⁵¹

連邦通常裁判所は、比較的早期の裁判において、反覆的給付の場合には、その決定の遅延的訂正が終局的仲裁判断において放棄される限度で、仲裁手続進行中の債務総額を決定する権限を仲裁裁判所に認めた。やがてかくいとよへて、連邦通常裁判所は、二〇一二年後 Erman による詳細に取り扱われ

る」へに「予行裁判」に基づいて、事件を保全的仲裁措置として許容したのである。勿論、連邦通常裁判所は、通常の保全処分は仲裁裁判所の管轄外にあることを明示的に強調した。今日の裁判例もまた、保全手続に関する裁判権能の仲裁裁判所に対する一般的な委譲はありえないとの立場に立つ。⁽⁵⁴⁾ しかしながら、傾向は、当事者の合意に基づく及びその他の団体により設置される仲裁裁判所 (Partei- und Verbands-schiedsgerichte) に保全処分権限を認める方向にあるようと思われる。⁽⁵⁵⁾

2 仲裁裁判所による保全処分付与の実務的必要性は存在する。⁽⁵⁶⁾ それはとりわけ、仲裁裁判所が初めて構成されるべき場合ではなく、制度上永続的な組織として存在する場合に当たる。結局、私的仲裁のために一般的に持ち出されうる全ての観点が、保全処分におけるその管轄のためにプラスの材料を提供する。それ故、問題は、仲裁裁判所の管轄に対し反対の論者により持ち出される論拠を、批判的に明らかにすることである。いじではまず第一に、Baur により詳しく述べられた理由づけなしに一弁護された仲裁裁判所への保全処分委譲の一般的可能性に対し、二つ三日前 Schwab により主張

された原則的論拠との対決が考慮に値する。⁽⁵⁸⁾

a) 第一の中心的論拠として、Schwab は、私的仲裁裁判所は「保全処分の本質 (Wesen)」と相容れない」と持ち出す。

それによると、保全処分は、何が正当であるかというこの確認に向かわるのでなくして、主たる請求権の執行保全を目的とする。それに応じて、Schwab は、— Leipold を引き合いに出して— 保全処分を判決手続と執行手続の間に位置づける。このような出発点は、極めて疑わしいものである。それは、明らかに今日一般的に承認されている満足的仮処分 (Leistungsverfügungen) には当てはまらないし、それどころか問題でもある。それに対して支配的見解は、保全処分手続を略式的性質で特徴づけられた判決手続の特別な種類の一つとみるのである。さいに疑わしいのは、Schwab が、彼により行われた分類から、仲裁裁判所による保全処分の付与に対する結論を引き出してくることである。彼により自説の支持のために挙げられた措置は、国家の裁判所によって保全処分の枠内においてのみ、従って通常の判決手続においては行われえないであろうものであり、それ故彼によればその管轄が専ら判決手続に関するものとされる私的仲裁裁判所によつても行われないのであるのみのではあるが、さらに詳

しい考察に値するものである。

aa) Schwab は、次のように確言する。⁽⁶⁾ 「仮登記（民法八八五条）又は異議（民法八九九条）の土地登記簿への登記を命ずる仮処分は、判決手続においては認められない。」私見では、このような表現はうまくない。実際、判決手続と仮処分手續は異種の手續である。それは明らかに、原告は仮処分において彼に可能であることを判決手続において達する」とはできないことを意味している。」ののような主張は、当該の問題には不適切である。勿論、Schwab は、原告が仮登記又は異議の登記のために必要とされる訂正許可の言い渡しを求めて訴えうることを誤解している訳ではない。誤りは Schwab が、仮処分に基づく登記が命じられる場合にのみ土地登記所への拘束を承認するといふにあるようと思われる。この際彼は、必要とされる登記要件が揃つていれば土地登記所は常に拘束されるということを見落している。それは、自発的に述べられた債務者による登記承認に対しても、その確定力（民訴法八九四条）が土地登記所を拘束する登記承認の言い渡しを内容とする判決と全く同様に当てはまるのである。

この仮処分は、土地登記所に向けられているものではなくて、仮登記又は異議の承認を甘受すべき者に向けられているのである。國家の裁判所は、なるほどその登記を自ら申し立てることができるが（民訴法九四一条）、その際裁判所は、申立権能を有する債権者の利益においてそれを行うのである。債権者の申立権能は、既に法律が仮処分の不執行に結び付けた法律効果として存在する（民訴法九三六条、九二九条二項）。それ故、訴訟裁判所も、土地登記所が登記しないときは、独自に異議を唱えることはできないのである。⁽⁶⁾ これとの関連において、Schwab は、一明らかに Blomeyer に従つて一仮登記又は異議の登記に向けられた措置が設權的な（Konstitutiv）行政行為かどうかという問い合わせを正当なものと考えているが、それはさほど有益なものではない。この問いは、当然否定的に解されるべきである。それ故、Schwab の前提が不適当であるところが明らかになれば、判決手続において許されない措置は「当然仲裁裁判所によつても行われえない」という彼の確言もまた無意味なものとなるのである。

も仲裁裁判所が保全処分の付与に関し管轄権を有するならば、この手段を利用する権限もまた仲裁裁判所に認められる。そのような命令の強制的な貫徹が執行宣言後に初めて許容されるることは、別の問題である。

cc) なお残つて、Schwab の示唆⁽⁶⁵⁾として、国家の裁判所が仮処分の方法によつて命じうる処分禁止（民訴法九三八条二項）がある。ここでは事実、仲裁裁判所の管轄に対する疑いが生ずる。処分禁止によつて直接第三者者が影響を受けるからである。それ故、仲裁裁判所は、そのような措置を命ぜる権限を有しない。そもそも仲裁契約は第三者の負担になるからである。民法一三五条と一三六条との関係及び「官庁（Behörde）」たる要件から、民法一三五条、一三六条の意味における処分禁止は、仲裁裁判所によつては課されえないということになる。仲裁裁判所は、それによつて当事者が仲裁裁判所の判断に服することになる仲裁契約に基づいて行動する。处分禁止は、第三者に対する直接的な効果を持つ。これが、仲裁裁判所の管轄を否定的に解するための決定的な理由である。それに対して、仲裁契約の当事者間において処分禁止の債権的効力を認めるに対しても、何らの疑念も存在しない。結局、このような法状況からみて、保全処分に関

する仲裁裁判所の管轄の原則的な否定に対する論拠を何ら引き出すことはできないのである。

他、Schwab は、執行宣言に関する法律上の規定は、専ら終局的な仲裁判断に合わせて作られていく旨主張する。すなわち、終局性の要件が、保全処分上の措置の場合には欠けている。彼によれば、そのような裁判に既判力が生ずるかは、これとの関係で留保されうる。なぜなら、保全的措置は、いずれにしても種々の取消方法にさらはれている（事情変更を理由に、又は不執行あるいは本案において適時の訴え提起がない場合）ので、終局的ではないとされるからである。それ故、形式的確定力を有する保全的措置でさえ、おそらくは執行可能であると宣言されはならないであろう。彼にとって、民訴法一〇四三条一項により、確定的に執行宣言された仲裁判断は再審事由からのみお取り消しうるということが決定的な論拠である。すなわち、もし保全的措置もまた執行宣言が可能であるとされるうなら、この規定は骨抜きとなるうと主張する。なぜなら、この保全的措置の取消しにより、他の事例における確定的な執行宣言もまた影響されるであらうからである。

aa) Schwab による立証は、説得的なものではない。まあ、

裁判が仮執行宣言のなされうる場合にのみ、仲裁における保全処分が許容されるべきであるということがはつきりしない。仲裁手続の当事者は、仲裁の合意によつて将来の仲裁判断に服しているのである。当事者が通常の場合自発的に仲裁判断に従うのは、それ故、それに由来するといふべきである。これは、執行宣言手続に至ることが非常にまれであるという実務により確証されている。⁽⁶⁾ 同じくそれに対応して、国家の裁判所における仮処分も、その執行がありえないが故にかえつて許容できないものではないということもあるのである。それ故、支配的見解は、民訴法八八八条二項にもかかわらず、職務又は労務給付の取得を目的とする仮処分を認めている。

b) さらに、仲裁が Schwab の意味における終局的な仲裁判断とのみ関わり合つていているのも正当でない。それは、ただ民訴法三二三条が仲裁に適用されうること、その変更されるべき裁判が国家の裁判所によつて言い渡された場合においてもまたそうだ、ということを想起させるだけである。取消し前の仲裁判断が確定的に執行宣言されていたかどうかは、さぞかなことである。仲裁判断の変更は、変更の限度で対象のなくなる執行宣言に関する裁判に影響を及ぼす。それ故、(民訴法一〇四三条三項に対応して) 仲裁裁判所に、執行宣

言に関する裁判の（部分的）取消権限をも与えることは、首尾一貫したものである。この結論は、みてとれる限りでは、これまで文献においては採られていない。

似たものとしては、民訴法三〇二条に基づく留保仲裁判断がある。仲裁条項に属しない反対債権をもつてする仲裁裁判所での相殺の際に、仲裁裁判所が国家の裁判所にその反対債権に関する裁判を留保した場合を考えてみよう。私見では、反対債権に関する国家の裁判所の肯定的な裁判の場合には、仲裁裁判所は、自らの留保仲裁裁判を取り消し又は変更しなければならず、その結果国家の裁判所による確定力ある執行宣言にも軽く言及するのである。Schwab は、この場合、勿論仲裁手続は申立債権に関する留保仲裁判断の言渡しをもつて終了したものとみなす。そして、反対債権に関して判定しなければならない国家の裁判所に、反対債権に関する裁判の内容に応じて、予め執行宣言されうる留保仲裁判断の変更又は取消権限を認めるのである。従つて、執行宣言に関する国家の裁判所の確定力ある裁判に対する仲裁裁判所の介入は、初めからありえない。⁽⁷⁾

相殺が有効な場合には、執行宣言に関する確定力ある裁判を取り消すことである。⁽⁷⁴⁾ 私見によれば、仲裁裁判所は、仲裁判断の取消しに関するその他の事例においてもまた、執行宣言に関する裁判を取り消すことが可能でなければならない。これは、執行宣言と仲裁判断との内容的な相互の関連から結論として出て来るものである。これを、国家の裁判所の管轄に対する不適法な介入とみるべきではない。なぜなら、取消仲裁判断は、再び国家の裁判所の審査を受ける（民訴法一〇四一条一項）ので、「最終的な結論」は依然国家の裁判所の下にあるからである。民訴法九二七条の類推適用により、国家の裁判所に執行宣言の取消しを認めようとする Brinkmann の提案⁽⁷⁵⁾に対し、Schwab⁽⁷⁶⁾は、そのような方法で補充されうるであろう法律の欠缺は何ら存在しないという異議をもつて反対する。ここでは、Schwab の論拠は、一種の循環論法に陥っているように思われる。

c) 保全処分に関する仲裁裁判所の管轄は、次のような大難把な論拠をもつてしても、否定されえないものである。すなわち、既に仲裁裁判所の構成そのものが著しく遅延を伴いうことを理由に、仲裁手続はそのことをもつて既に保全処分には向いていないというのである。このような危険はなるほど存在する。しかしながら、その危険に対しては、仮に申請人が保全処分を仲裁裁判所又は国家の裁判所に願い出る選択権を持つという方法ではないにしても、同時に国家の裁判所にも管轄を認めることによって対処することができるものである。もつと正確に言うと、国家の裁判所は、単に補足的にのみ管轄権を有し、従って、仲裁裁判所が既に構成され保全処分を効果的に付与しうる状況にある場合には、そのような管轄権を持たないのである。⁽⁷⁷⁾ この要件が満たされる限度で、国家の裁判所の下に提起された保全処分の申立てに対しては、仲裁契約の抗弁が介入する。⁽⁸⁰⁾

3 これまでの論述は、私見によれば、保全処分付与に関する仲裁裁判所の管轄は初めから排除されている訳ではありえないこと、それどころか、そのような管轄を認めるに對して提出されている多くの異議は説得的ではない、との確認を正当化するものである。問題はいかなる意味においても解決されることはおらず、現行法から（de lege lata）ある學問的議論もまた、未だとも論じ尽されてはいない。⁽⁸¹⁾ 保全処分の付与に対する仲裁裁判所の管轄の原則的承認に際しては、その範囲に関する問題が個々的に出されている。例えば、人的の仮差押命令（民訴法九一八条、九三三条）に対する仲裁裁

争所の管轄など、相手がどちらか。債務者の人名と組合せ限ば、國家の裁判所による裁判を前提とする（基本法101条11項1段参照）。この公権性は、改訂版101条11項も、本裁判所の審査請求権も譲る事無くそのまま。

(49) Staff / Schönke, Das Schiedsgerichtsverfahren nach dem heutigen deutschen Recht, 2. Aufl. (1954), S. 92ff.;

Balser / Bögner, Schiedsvertrag und Schiedsverfahren, 1957, S. 27; Thomas (論述), S. 23; Grimm / Rochlitz (論述), S. 31f. (参照)。

(50) Festschrift für Möhring, 1965, S. 3ff.

(51) Erman (論述), S. 18. 並びに、Schwab, Festschrift für Baur 1981, S. 627f.; Baumbach/Lauterbach / Albers (論述), § 1034 Ann. 5.

(52) Brinkmann, Schiedsgerichtsbarkeit und Maßnahmen des einstweiligen Rechtsschutzes, 1977, S. 48ff.; Nickisch, RW 1978, 633ff.; Kornblum, JA 1979, 394; Lindacher, ZGR 8 (1979), 200ff.; Kerameus, ZZP 92, 429ff.; Baur (論述), S. 22ff.; Herdegen, RW 1981, 304f.; Stein/Jonas/Schlosser (論述), § 1034 Rdnr. 38. 異なる立場は、Braunbach/Lauterbach/Albers (論述), § 1034 Ann. 5; Schwab (論述), S. 627ff.; Vollkommer, RdA 1982, 21ff. 説明する所なく、Schütze/Tscherning/Wais (論述), Rdnr. 44, 135.

(53) BGH, ZZP 71, 427 (437).

(54) 司法部 OLG Frankfurt, NJW 1973, 2208; LG Frankfurt, NJW 1983, 762.

(55) OLG Hamm, MDR 1972, 521 (訴訟権の存続と訴えの存続); LG München, Urt. v. 13. Oktober 1982-250 12841/82 (固体による船艤や他の仲裁裁判所の第一回上級抗辯事件の存続); LG Berlin, NJW 1983, 762 (行政裁判所規則) 大会議 (原註) - 73 III 参照); 原註の後で、Schlosser, Festschrift für Bilow, 1981, S. 189ff. (参照)。

(56) Neuere probleme der privaten Schiedsgerichtsbarkeit, 1980, S. 22ff.

(57) Schwab, Festschrift für Baur, 1981, S. 627ff.

(58) Schwab, 論述 S. 638ff.

(59) Grundlagen des einstweiligen Rechtsschutzes, 1971, S. 83.

(60) Schwab, 論述 S. 639.

(61) 土地登記所が不動産登記法上の登記事件をもつて審査したり、その立場から意味での絶対的な拘束をもつてゐるが、仮登記は異議の登記を命ぜる仮処分によつて招来されるものではある。

(62) Thomas/Putzu, ZPO, 13. Aufl. (1985), § 941 並べて、あたかもかく、裁判所は、債務者の法定代表人へ向むけるものとし、その見解に従つていふのである。

- (64) 黒いだ戻暦^レ Stein / Jonas / Grunsky, ZPO, 20.
Aufl. (1981), § 941 Rdnr. 4.
- (65) Schwab, 船場書 S. 639.
- (66) Zivilprozeßrecht, Erkenntnisverfahren, 1963, § 119 VI.
- (67) Schwab, 船場書 S. 639ff.
- (68) Schwab, 前掲書 S. 634.
- (69) ルのめの手続の類度と闇かに統計的資料は、極めて少な
い。
- (70) 船黒^レ Lüke, Festschrift für E. Wolf, 1985,
S. 459 ff.
- (71) 争^レハ^レ国^レハ^レス^レハ^レ Stein/Jonas/Schlosser (船場^レ), §
1025 Rdnr. 27.
- (72) Schiedsgerichtsbarkeit (船場^レ), S. 17, 137. BGHZ 10,
325 ハ^レ意見。
- (73) やれに^レ Schwab (船場^レ), S. 136 ハ^レ 仲裁裁判所^レが
反対債権に関する裁判を直承する場合、船場仲裁裁判所^レ
執行宣言を認めなし。同前 BGHZ 10, 325.
- (74) 再審事由が存在しないことから確定力あり執行宣言^レ
ある介入を法律自身が予定した例が、民訴法 10 国
四条四項之規定やる^レ。
- (75) Schiedsgerichtsbarkeit und Maßnahmen des einstwei-
ligen Rechtsschutzes, 1977, S. 104ff.
- (76) Schwab, 船場書 S. 635.
- (77) ルの留^レハ^レス^レハ^レ Grimm / Rochlitz (船場^レ) S.

31f. 画^レ Grimm/Rochlitz/Glossner (船場^レ), S. 38.
(78) しふ^レ Brinkmann (船場^レ), S. 41f. ハ^レルの船

船場^レ。

(79) 争^レハ^レ国^レハ^レス^レハ^レ Stein/Jonas/Schlosser (船場^レ), §
1027a Rdnr. 6. ハ^レ Kornblum, JA 1979, 394; Nicklisch,
RIW 1978, 638f.; Herdegen, RIW 1981, 304f.

(80) 黒いだ戻暦^レ Stein/Jonas/Schlosser (船場^レ), §
1027a Rdnr. 6. 一仮差押^レ・仮処分理由の問題^レ。

(81) 裁判所^レの点^レへ^レの権限^レが与えられていない^レが、保全処
分^レ争^レハ^レ船場^レ裁判所^レの管轄^レを認める^レの前提要件^レとな
る^レ。争^レハ^レ国^レハ^レス^レハ^レ Stein / Jonas/Schlosser (船場^レ),
§ 1034 Rdnr. 38; Zöller/Geimer (船場^レ), § 1034 Rdnr. 53.

後編

本稿^レ "Festschrift: 150 Jahre Landgericht Saar-
brücken, Heymann, 1985, S. 297ff." は掲載された題^レハ^レ。
第一セミナーレポート^レハ^レ教授の講義 „Probleme
der Schiedsgerichtsbarkeit“ の翻訳^レである。仲裁^レハ^レの
実務的活用の少なが故^レ、我が國では流れがども^レ学者によ
る研究の対象とはなれていなかつた分野であった。しかし
ながら、涉外事件の増加^レとともに近時次第にその重要性が高
ま^レり^レおり、国際商事仲裁の研究及びそれに関連する国際

条約化(UNCITRAL)とともに伴う国内法整備の必要性等

を皮切りに、その全般的な制度に対する一方で基礎的な他方で個別的な研究への関心を高めつつある。本稿は、仲裁の活

用については既に長い歴史と実績のある西ドイツにおいて、従来から議論のあるテーマにつき、あるいは最近とりわけ議論の対象とされている仲裁裁判所の保全処分権能について、最新の文献を下に著者の見解を簡潔にまとめたものであり、

西ドイツにおける仲裁法の現状と問題点を概観しうる好論文となつてゐる。

幸いにも二年間リュケ教授の下で西ドイツ民訴法とりわけ仲裁法の研究に従事しうる機会が与えられたのをきっかけに、リュケ教授にお願いして、訳者の海外研究の一端としてとりあえず本稿を訳出した次第である。

翻訳を快諾されたばかりでなく、翻訳に際しても色々と貴重ない助言を下さった同教授に対し、ここに心からの感謝の意を表する次第である。

Ich möchte hier meinen verehrten Lehrer, Herrn Prof. Dr. Dr. h. c. Gerhard Lüke, Saarbrücken, der mir die Genehmigung dieser Übersetzung gegeben hat, meinen herzlichen Dank aussprechen.

仲裁の諸証題

コロク

ザールブリュッケン 一九八七年一〇月

堺 雄
訳

Prof. Tatsuya Tsutsumi